様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　5120001208261  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年11月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://indie-us-games.co.jp/blog/1310/  　経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　先進的なリアルタイム技術とデータ活用により、開発プロセスを変革し、グローバル市場で影響力のあるIPを創出する開発スタジオを目指します。具体的には、堅牢な情報セキュリティ体制のもと、受託案件と自社IP開発の両方で得られる膨大な制作データやノウハウをデジタル資産として一元管理します。これにより、開発サイクルにおけるボトルネックを解消し、高品質な作品を迅速かつ安定的に提供できる体制を構築することで、グローバルな競争力を高めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年11月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://indie-us-games.co.jp/blog/1310/  　経営及びデジタル技術等の活用の具体的な方策(戦略) | | 記載内容抜粋 | ①　経営ビジョン実現に向けたビジネスモデルの方向性として、「開発知見のデジタル資産化」と「データに基づくクリエイティブ価値の最大化」を柱とし、受託開発・自社IP開発の双方の競争力を向上させます。その具体的な戦略は、過去の開発で得られたコード、アセット、最適化ノウハウを体系的に整理し、社内共有可能なデータベースとして運用することです。このデジタルナレッジベースを活用することで、新規開発における共通タスクの標準化・自動化を進めます。これにより、開発者リソースをより高度な技術課題の解決やクリエイティブな要素に集中させ、受託開発の利益率改善と自社IPの迅速な開発を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ＤＸ推進の取組について  　戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | ①　代表の中村匡彦が CIO（最高情報責任者）を兼務し、技術と経営戦略の統合を主導します。社員向けの情報セキュリティ、ナレッジデータベースの活用、そして最新のAI支援ツール・開発効率化ツールに関する継続的な研修会を実施します。これにより、当社の強みである高い技術力を、デジタル活用によって組織全体で共有・活用できる人材育成と確保を進めます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ＤＸ推進の取組について  　DX戦略推進の環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　開発知見の安全な管理と迅速な共有を実現するため、情報セキュリティとデータアクセス管理の環境整備を徹底します。具体的には、高度なUEプロジェクトファイルや顧客情報を取り扱うためのアクセス権限ポリシーとバックアップ体制を策定・強化します。また、部門やプロジェクトを横断したデジタルデータによる情報連携を標準化し、会議資料や進捗報告のペーパーレス化を推進します。システムやツールの新規導入に依存せず、既存のバージョン管理システムやクラウドストレージの運用ルールの改善目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年11月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://indie-us-games.co.jp/blog/1310/  　戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の進捗と成果を可視化するため、評価指標を定めます。具体的には、新規プロジェクトにおけるナレッジデータベースの利用率（検索・参照件数）を追跡し、知見の共有浸透度を測ります。また、開発プロセスにおける共通タスクの標準化・自動化の実施率や、開発におけるボトルネック発生件数の削減による業務効率化を検証します。さらに、受託開発案件のリピート率の向上を顧客への提供価値の指標とします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月17日 | | 発信方法 | ①　ＤＸ推進の取組について  　当社ホームページに掲載  　https://indie-us-games.co.jp/blog/1310/  　DXを牽引するトップメッセージ | | 発信内容 | ①　私たちがこれまで培ってきた高度な開発ノウハウをデジタル資産として整理し、これを活用できる環境を整えることが、受託開発の品質向上とグローバルなIPを継続的に生み出すための土台となります。技術力とデータを融合させることで、これからのゲーミング市場で新たな価値を生み出していくことを期待しています。  株式会社Indie-us Games  代表取締役 中村 匡彦 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。